

第1章 | 東京都離島振興計画策定に当たって

1 離島振興法上の位置づけ

- 東京都離島振興計画(以下「本計画」という。)は、令和4(2022)年11月に改正・延長された離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項に基づき、同法第2条第1項で国の指定を受けた「離島振興対策実施地域」の振興を図るため、都が策定したものである。
- 本計画の対象地域は、「離島振興対策実施地域」として指定を受けている「伊豆諸島地域」の大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村(2町6村・9島)である。
- 本計画の策定に当たっては、国が定めた「離島振興対策実施地域」の振興を図るための基本方針に基づき、伊豆諸島の町村(以下「島しょ町村」という。)が作成した離島振興計画の内容を、できる限り反映している。

2 計画の性格

- 本計画の対象期間は、離島振興法の期限に合わせて、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間である。
- 本計画では、10年後の目指すべき姿を定め、都と島しょ町村が、振興の主体となる住民・企業・NPO等と連携し、戦略的に伊豆諸島の振興を図っていく上での基本的な方針を明らかにする。また、課題別に、10年後の目指すべき姿と、その実現に向けた取組等を示し、都と島しょ町村において、毎年度、計画の進捗状況を共有する。
- 伊豆諸島の振興を担う様々な主体は、相互に連携を図りながら、それぞれの役割や活動を通して計画の実現に向けて取り組んでいく。
- なお、都では、令和3(2021)年3月に「『未来の東京戦略』」を策定し、目指すべき「ビジョン」とその実現に向けた「戦略」を示したところであり、本計画の策定に当たっては、本戦略との整合性を図っている。
- これまで島しょ町村ごとに策定していた産業振興促進計画については、離島振興法第4条第3項の規定に基づき、「離島振興対策実施地域」の特性に応じた産業の振興の促進に関する事項として本計画の別冊として、取りまとめ記載している。